

第八十回国会 大蔵委員会 議 録 第七号

昭和五十二年三月四日(金曜日)

午後七時四十分開議

出席委員

委員長 小淵 惠三君

理事 小泉純一郎君

理事 保岡 興治君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 坂口 力君

理事 愛知 和男君

理事 大石 千八君

理事 後藤田正晴君

理事 玉沢徳一郎君

理事 原田 憲君

理事 村上 茂利君

理事 山崎武三郎君

理事 山中 貞則君

理事 池端 清一君

理事 川口 大助君

理事 只松 祐治君

理事 貝沼 次郎君

理事 高橋 高望君

理事 小林 正巳君

出席國務大臣

大蔵 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 高島 修君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

委員外の出席者

法務省民事局第 清水 湛君

三課長

外務大臣官房領 伊藤 忠一君

事移住部旅券課

長

運輸大臣官房観 富田 秀明君

光部業務課長

大蔵委員会調査 末松 経正君

室長

委員の異動

三月三日

辞任

永原 稔君

同月四日

辞任

砂田 重民君

林 大幹君

刀林館正也君

同日

辞任

玉沢徳一郎君

福島 謙二君

補欠選任

刀林館正也君

補欠選任

福島 謙二君

玉沢徳一郎君

永原 稔君

同日

補欠選任

林 大幹君

砂田 重民君

三月四日

昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

登録免許税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。

登録免許税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、只松祐治君より発言を求められておりますので、これを許します。只松祐治君。

○只松委員 大臣、けさの新聞ごらんになりましたか。

○坊國務大臣 新聞は一紙か二紙は見ましたけれども、全部は見ておりません。

○只松委員 「減税どころか大幅増税」「増税色さ

らに濃く」とか、全紙に載っておりまうね。七

段、十段。これはどういふものであるかと言え

ば、一昨日の夜、私が大臣にお聞きをした問題で

ございます。

私は、そのときに、税制にきわめて重要な問題

であるからということで、若干の経済問題あるい

は経済の成長率、そういうこととにもこういうこ

とをお聞きしましたが、大臣は一向に核心をつい

た答弁がない。私はそういう中で、ひとつ腹づも

りだけでもお聞かせになったらいかがですか、こ

ういうことを言っても、いや、腹づもりも何もあ

りません、ことしの税制はこういうふうにならな

かった。ところが、明くる日の予算委員会に

おいてはそれとは全くうらはらに、いわば当委員

会をながしにしてこういふ案をおつくりにな

った、お示しになったわけですか。腹づもりど

ころか、全部、いろんな言ひわけはありましよう

が、数字も出した試案であります。こういうもの

が、出されておることをどうお考えになりますか。

○大倉政府委員 昨日、予算委員会に御提出いた

しました財政収支試算と申します資料は、昨年の

二月に予算委員会にお出しいたしましたものと同

様、中期経済計画を基礎にいたしました、計画に

盛られております今後五十五年までに実質百兆円

の公共投資、また振替所得を国民所得のおおむね

一〇%ぐらゐまで引き上げていく、なおかつ五十

五年度に特例債依存からは脱却するという場合に

どのようなことが必要になるであろうかというこ

とを試算いたしましたという性格のものでございま

す。(そういうことはわかっているよ)と呼ぶ者

あり)

○只松委員 そういふことは、いまやじがありま

すように、わかっているわけですか。したがって、

そういうことに関してはどうですかという——何

ならここに議事録を取り寄せてひとつ読んでみ

いすよ。そういう質問をしたわけですか。ところが

が、それに対して、のらりくらりどころか、ほと

んど答弁をしない。それじゃ腹づもりだけぐら

いどうですか、こういう質問をしても、いや、腹づ

もりはない、税制の問題に至っては税制調査会に

任せをしておる、こういう答弁で、全然いわば入

口にも寄せつけない答弁をなさっておる。しか

し、大蔵委員会に特にいまからいふような税制を審

議する初めてですから、そういうものの腹づもり

ぐらゐどうですか、お答えになったら、こう言つて

も答えないで、知らぬ存ぜぬと言いながら、明く

る日は、腹づもりどころではない、ちゃんとこう

いう試案をお出しになつてゐる。本委員会を侮辱

するもはなはだしいわけですか。じゃ、大蔵委員

会もういまから開かなくていいですか、予算委員

会だけでやていきますか全部、税制、大蔵関係の

問題は。そんなことはできないでしょう。委員会

法その他に基づいてそういうことはできないでし

よう。これはどういふふうにお考えになります

か。

○坊國務大臣 ぜひ委員会は開いて御審議を願

いたいと思ひます。

○只松委員 それならば、委員が質問をしたこと

について、特に金融、財政、税制を中心とする大

蔵で審議をする法案について、大臣からその内容

についてお答えをなさるといふのが当然だと思

うのです。ところが、なさらないということはど

ういふことですか。

○坊國務大臣 前回の委員会における今後の財政

収支の見通しについての只松委員の御質問に対し

て、私の答弁で、中期財政収支試算の改定版を近

く国会に御提出する予定であることに言及しな

かつたことについては、私としても御説明が不十分

であつたと反省いたしております。

大蔵委員会が歳入委員会としても権威を十分に發揮すべきであるという只松委員の御意見については、私も多年当委員会に所属していた議員の一人として深く共感いたします。今後とも大蔵委員会の審議が歳入委員会として充実したものとなるよう、私どもとしても十分の努力を尽くしてまいりたいと考えています。

○只松委員 大臣からいま率直な表明がありまして、細かいことは追及いたしませんけれども、ぜひひとつ当委員会の権威を高めて、国際的に見ても、歳入委員会というものが最も権威を持つといえますか、力を持つといえますか、尊敬されるといえますか、あるわけですか。ところが日本では、ややともすると予算委員会に比重が置かれるからこういうことになるわけです。ぜひひとつ大蔵委員会に対して、大蔵大臣は、いまの精神を忘れないようにしていただきたい。

ついでながら、たとえばきょう本会議場においてわが党の川口大助君が質問をいたしました。そのときにも、にべもなく、総理大臣の答弁のとおりで、大蔵失礼な話じゃありませんか。少なくともこれだけの重要な財政法の法案を出しながら——これは重要法案でしょう。それに対して少なくとも多少の説明をし、あるいは御協力をお願いいたします、そういうことを言えないのですか。協力のきよの字も、お願いしませんが、総理大臣の答弁のとおりです。何です、そういう答弁とは。ぼくは聞いたことも見たこともない。そのことについてどうお考えになります。

○坊間委員 本会議におきまして、とにかく時間を非常に尊重をしなければならぬから、重複した答弁はできるだけ避けた方がいい、こういうお話がございましたので、ああいう態度に出たのであります。その点はひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○只松委員 その簡単にすることと言いますように、どこの主管大臣であらうとも、この法案についてよろしく御協力をお願いしますとか、百歩下がっても、御審議をお願いしますとか言うの

は常識じゃないですか。(趣旨説明で言っているよ)と呼ぶ者あり)趣旨説明であらうと、また質問したんですから、質問をしたときに、総理大臣の答弁ですと言ったら、それこそこれは総理大臣がこの委員会にも来ればいいんで、やはり主管大臣ですから、そのことに対してはちゃんとやはりお答えをいただく。そうじゃないと、質問する者にとっても失礼千万だとぼくは思う。

先ほどおっしゃいましたから、ぼくは兼ね合わせたいと思いますから、これ以上申しませんけれども、ぜひひとつ当該の關係の法案については少なくとも誠意ある答弁というものをしていたいただきたいと思ひます。それで、ぼくは一々もうこれ以上例を引きませんけれども、当委員会の権威が何かに非常にながっておると言つちや語弊がございませうけれども、とにかく当委員会の権威というものをもう少し高める、こういう方法を講ずべきだと思います。ぜひひとつ、本委員会だけではなく、本会議場等における発言等も十分留意した上でしていただきますよう要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○小淵委員 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池端清一君。

○池端委員 登録免許税法の改正案についてお尋ねいたします。

まず最初にお尋ねしたいことは、今度の改正案によりまして、最近の財政・経済事情に顧みという理由で、定額税率の部分は原則として三倍に、一部二倍のところもございしますが、原則として三倍に引き上げられておるわけでありまして。三倍にいたしました根拠と申しますか、客観的基準といひますか、このものについてまずお尋ねをしたいと思ひます。

○大倉政府委員 登録免許税の中の定額税率の部分についてまず申し上げますと、これは池端委員御承知のように、金額で決まっておりますので、

ある負担を求めまして以後、時間の経過とともに所得水準、物価水準が上昇してまいりました場合には、間接税等のおくれを調整するという意味で、前回改正後の所得の動きを見て、ある期間を置いて改正をお願いするということを間接税等全体の中での一つの基本的な考え方として税制調査会でもお示しをいただき、私ども事務局の方でもそう考えております。

その考え方がいまして、前回改正が昭和四十二年でございまして、その前提となりましたのは昭和四十一年度の状態ということと申してよからうかと思ひますが、その四十一年度と今回改正の前提として数値がわかつている五十一年度、この間の所得などの動きを見ますと、国民所得で四・七倍、一人当たりの国民所得で四・二倍、可処分所得で五倍、国税収入全体では四・五倍。物価は二・四倍でございしますが、公務員給与などは四・四倍というような変化を来しておりましたので、これらの所得の動きを勘案いたしながら今回の上げ率を政府案としては決定していただいた、そういうことでございします。

○池端委員 所得水準なり物価の動向を勘案してこのように決められたということ、いま国民所得の問題を出されたわけでありまして。私も多分こういう答えをするのではないかと申して、経済企画庁等の資料も取り寄せて調べました。確かにいま御答弁のあったとおりであります。

ただ、私は資料的に非常に問題だと思ひますのは、たとえば所得水準につきましては、労働省が毎月勤労統計調査、毎勤統計というのを出しておられます。この報告の実質賃金指数によりまして、昭和五十年を一〇〇といたしますと昭和四十二年は五七・四、昭和五十一年は一〇三・一という数値が出ておるわけでありまして。ですから、その数値によりまして昭和四十二年に比して実質賃金の伸びは約一・八倍にとどまっている、こういうふうには言えると思ひます。また、物価の問題については、いま局長からもお話がありました、これも総理府統計局の消費者物価指数によりまして

二・三六倍、こういう状況でございします。こういう数字からいいますと、物価なり所得水準の動向を見て、この三倍にしたというのはどうも理論的根拠というものが薄弱ではないか、そういうふうには考えられますが、その点についてはいかがでございますか。

○大倉政府委員 池端委員御指摘の御趣旨は私なりにわかるつもりでございしますが、まさしくおっしゃいましたように、民間賃金は一人当たり平均で労働省統計でこの間に名目四・六倍でございまして、消費者物価をデフレーターといたしまして、一・数倍ということになると思ひます。ただ、税負担は定額が名目で決まっておりますので、今回の改正もやはり名目の上げ率で考える。つまり十年前の百円の負担というのは、逆に申せばいまは二・四分の一に目減りをしておりますが、税負担というものは、やはりその名目額の方で名目の所得の動きとあわせて調整すること、これが一つの論理であらうかというように考えておるわけでございします。

○池端委員 数字の問題はこれ以上やってもいろいろなとり方があつて思ひます。私は、私の調べた状況からいって、この三倍の引き上げというものはきわめて不当な大幅な引き上げだ、そういう立場に立つものでございします。

そこで、次の問題に入りますけれども、きょう渡されました、昨年の十二月十四日に出された税制調査会の昭和五十年代前半における中期税制のあり方、これについての第二部会の報告を見ますと、「登録免許税については、定額税率の部分については、最近における所得水準等の推移に照らし、その引上げを検討すべきであるとする意見が多かつた。」こうなつておるわけでありまして。ところが今度の改正案を見ますと、定額税率の部分のみならず、定率税率の部分についても一部手直しが行われておる。こういう点についてはどのような経過からこうなつたのか、ひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○大倉政府委員 中期税制の検討の経過につきま

しての部会長の報告では、まさしく御引用になりましたような意見が多かったという報告になっております。これを受けまして、五十二年度改正で登録免許税を取り上げたいと考えまして、関係各省非常にたくさんございしますが、かなり早い時期から内々の御相談を始めました。その場合に、一番直接の担当官庁でございします法務省の意見というものは十分尊重いたしたいと考えて御相談をしてきたわけでございしますが、私ども当初は定額税率の部分の改正で今回はお願いをしようと思っておりました。ところが過去の経緯から考えまして、法務省の方から定率課税のものの中でバランスとして、この際ぜひ直したらどうかという御意見が二項目について出てまいりました。定率課税全体でございまして、その中の二つの項目だけについては、まあそうたびたび改正する法律でないのだから、改正の機会にぜひ考えてみたらどうかという御提案を受けました。

その一つが所有権移転の仮登記に関するものでございします。これはなお後ほど御質問ございしますれば、より詳細にお答えいたしたいと存じますが、仮登記による権利保全の実態から見て、いまの本登記千分の五十に対する千分の一というのはいかにも低いと法務省は思うから、ひとつこれは定率課税の中のバランスとして、この機会に直したらどうか。また財団抵当の抵当権の税率が一般抵当の税率に比べてこれもまたどうかいかにも低いというふうに法務省としては思うから、ひとつ関係省の意見を聞いた上で引き上げを考えたらどうかという御示唆を受けまして、引き続き関係の省庁とも十分御相談いたしました結果、その定率課税の水準全体の引き上げということではなくて、その中のバランスの問題として、特にこの二つだけを取り上げるということで政府案に盛り込ましめていただけたわけでございします。

○池端委員 いま局長から答弁ありましたように、私も、所有権の移転に関する仮登記の税率の問題、これは非常に重大な問題だと思うわけでありす。他のところは二倍ないし三倍というふう

になっておりますが、この部分だけ一挙に六倍であります。現行の千分の一から千分の六、これは大変なアップだというふうに考えるわけでありすが、いかにも低いというふうにいま言われまして、なぜいかに低いのか、その辺の事情をもう少し詳しく御説明願いたいと思うのであります。○大倉政府委員 権利保全の強さの関係から見ると、所有権の本登記と仮登記とのバランスを失しているのではないかと御指摘を受けたわけでございしますが、私よりもむしろ御専門であります法務省の方からお答えをいただいた方がよろしいかと思ひます。

○清水説明員 お答えいたします。

私どもは登記の關係で登録免許税の徴収事務を行つてゐるわけでございしますが、今回の改正の機会に現場で実際に登記事務をやつております登記官の意見というふうなものも実は徴したわけでございします。その中に、仮登記の利用の実態を見ますとこれはどうも低過ぎる、むしろ税の公平という面からいきまして問題があるんじゃないかというやうな率直な意見が非常に多く出てまいりました。登記所としては税金をたくさん取るという立場の役所ではございせんけれども、窓口の公平感と申しますか公正感と申しますか、そういう面からそのような意見が出てきたのではないかと思ふわけでございします。

そこで仮登記の実態でございしますけれども、御承知のように仮登記というのはいづれ本登記をするという前提で予備的にするものでございしますけれども、実質的には本登記をしたのと同じやうな経済的な機能を果たしております。本来は順位保全の効力というものでございします。本来は順位保全の効力をおきますと、その後たとえば不動産が他に転売される、あるいは抵当権がつくというやうなことがありまして、最終的にはそういう効力を否定することができ、つまり仮登記をした者が完全に所有権を取得することができるといふやうな強い効力が認められておるわけでございします。そこで、現実の問題としてどういふことが起

こつておるか申しますと、不動産業者などが土地を買ひまして仮登記をした、そして本登記をしないで仮登記のままその不動産の売買をするというやうな事例も多く見受けられるというやうな現象があるわけでございします。それからまた仮登記が非常に強い権利保全的な効力があるというところから、債権担保の目的のためにこの仮登記を利用するといふやうなことがしばしばあるわけでございします。そういう実態から見ますとまさに経済的には本登記をしたのと同じやうな使われ方をしておる。本登記は千分の五十で仮登記は千分の一といふことではいかにもバランスを失するんじゃないかといふやうなことから、大蔵省にもそういう御意見を申し上げまして今回のやうな改正になつたという経緯でございします。

○池端委員 従来、仮登記が本来の目的から外れて乱用されてゐるといういふことが、そういうやうなことからかういふ措置を講じたという趣旨に理解したのでありますが、それでよろしゅうございしますか。

○清水説明員 乱用と申しますか、仮登記の効力とはもともと強いものでございまして、そういう効力に皆さんが制度をよく利用することを考えにするやうになつたといふこともかもしないといふやうに私、思ふわけでございします。

○池端委員 確かにそういう問題はあろうかと思ふのですが、今日、仮登記といふのは、代物弁済予約といふことで金融機関からお金を借りるやうな場合にこういう方法が広く社会的に一般的に用いられてゐる。その場合、登記義務者は債務者だ、債務者がこの税を払う、こういうことになつた。したがって債務者である一般大衆にその負担が非常に強くかかつてくる。これは大衆負担、大衆のふところ非常に大きく影響をする内容のものであるといふやうに私は理解してゐるわけでありす。そういうことにかういふこと、今度の措置といふのはまことに血も涙もないやり方ではないだろうか。大衆に非常に増税を強いる結果になるのではないかといふやうに考えるわけですが、その点についてはいかがでしようか。

○清水説明員 これは徴収事務を行つてゐる法務省としての考えといふことになるかと思ひますけれども、仰せのとおり現在、仮登記を利用した担保形態といふものも利用されてゐるの事実でございします。本来でございしますと抵当権をつけるというのが通例でございしますが、仮登記にはいろいろ担保的機能のほかに、所有権を取得することができるといふやうなプラスアルファの効力がございします。そういうものも利用するといふことが行われておるのではないかと思ひます。ございしますけれども、しかし登記といひましてはあくまでも所有権取得権を保全する、つまりそういう前提として行われるといふものでございします。所有権取得登記の方の税率とのバランスといふことをやはり第一義的には考えざるを得ないといふやうに私は思ひます。

それから、いままでは所有権を移転する形式で担保をとるといふことの多くはいわゆる譲渡担保と申しまして、不動産なら不動産の所有権を債権者に全部渡してしまふ、登記もしてしまふ、金を返せばまたその所有権を戻すといふやうないわゆる譲渡担保の方法がかなり多く利用されてゐたわけでありす。そういうものにつきましては税金は一般の本登記と同じやうに千分の五十といふことになるわけでございしますけれども、その代替的な方法として仮登記の効力というものが着目されてゐるわけでございします。そういうものが行われてきたのではないかと推測してゐるわけではございします。そういう面からいひましては特に債務者の負担が過酷といふことにはならないのではないかと、いふやうに私は考えてゐるわけでございします。

○池端委員 法務省が税のバランスを考える云々といふこと自体ちよつと問題があるといふやうに私は思ふのです。それでこの問題については私どもの党の大島委員が専門家でございしますので、後ほどまた改めてお尋ねをすることにいたします。そこで、今度の登録免許税、現行法律もそうで

ありますが、改正案は私今回十分勉強させていた
だきました。率直に言つて感じますことは、よく
上厚下薄という言葉がございまして、上に厚く下
に薄く。これは上に高くて下に安いという意味で
はありませぬ。上に非常に優遇措置が講じられて
おるけれども、下の方、いわゆる国民大衆にはき
わめてきつい内容になっておるといふふうに言え
る内容でないか、そういう法律だといふふうに私
は思ふわけですが。

たとえば銀行の営業の免許については現行五万
円でございまして。改正案では十五万円。ところが
信用金庫の事業の免許はこれまで銀行と同様に現
行で五万円、改正案で十五万円。資本金が七百萬
円も八百億円もある都市銀行と、出資金が二億、
三億という小さな信用金庫を同列に扱つてい
る、こういうところに非常に大きな問題を感じる
わけでありまして。また一般のタクシー会社の免許
は現行で一万円、改正案でいきなり三万円。個
人タクシーはどうでしょうか。たつた一台の車を
持つて個人タクシーの免許は現行五千元、改
正で一萬五千元です。こんな不均衡、不平等とい
うものがあるか。しかも二十そこそこの看護婦さ
んの登録税が現行三千元で改正案で九千元。こ
ういふようなことは不正税制の最たるものではな
いかといふふうに私は思ふわけでありまして。公平
を欠いている、均衡を失っている、このように私
どもは考えるわけでありまして、このように私
どもの大蔵省の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 大きく分けて二つの問題を
御指摘になつたと思ひます。

一つは営業免許の關係でございまして、おつし
やいますように、金融機関としての営業の免許を
受ける、そのことについて、免許を受けなければ
営業できない、その反射的利益というものに着目
をして、免許の際に登録免許税を負担していただ
く。その場合に、資本金が非常に大きい銀行と出
資金としてそう大きくないであろう信用金庫と
が、登録免許税としては同じ負担であるといふ点
の御指摘でございまして、そこだけにつきまして

申しますと、おつしやるような考え方が一つあ
るかと思ひます。ただ、その場合に、やはり営
業免許を受けまして、それから実際に創業に至る
ときにどういふ負担になるかと申しますと、これ
は設立登記の方でもう一つの負担が出てくるわけ
でございまして、設立登記は御承知のように定率
課税でございまして。資本金の千分の七の負担を
していただくわけでございます。一千億の資本で
あれば七億円の設立登記の登録免許税を別途負担
していただいております。百万円であれば最低税額に
なる。これはちよつと例が悪いのですが、一千
万円であれば七万円のところに終わるといふよう
なことになるわけでございまして、設立登記における
負担で大きな方はバランスがとれるのではない
か、免許を受けるというそのことだけの部分にお
いては、やはり同じ金融機関といふことで反射的
利益を考えたらどうであらうか、そういうことか
ら現行法がでさう上がつていふように私は理解して
おります。

それからもう一つ、人的資格の方の税負担のバ
ランスの問題でございまして。

これは、一番高い負担が、御承知のように弁護
士さん、公認会計士さん、税理士さんといふところ
で、現在二万円、改正案では六万円でございます。
看護婦さんは三千元でございます。これま
た九千元でございます。人的資格の登録の方は、
たつた一つの例外を除きまして、今回全部三倍引
き上げという案になっております。これが余りに
機械的ではないかといふ御批判であると思ひます
けれども、これはいづいぶん時間をかけてまして、関
係省が非常に多うございまして、関係省の中でも
担当、監督しております各資格といふものが非常
にたくさんございまして。前回の改正のときにも
同じような御指摘を受けておるといふ経緯もござ
いまして、今回いづいぶん時間をかけて議論をして
いたございました。ただ、最終的な落ちつきとしま
しては、どうしても一部分をいじり始めると、ど
う申せばよろしいのでしょうか、担当官庁として
も收拾がつかねる面が出てまいりまして、四十

二年にいろいろバランスをとつてでさう上がった、
それが十年たつてみると、ほぼさういふものかな
として定着しておるといふ感じをみんなの官庁が
言つておられまして、特定のものを大きく上げ
る、特定のものは小さくしておくといふことで
は、なかなか自分の省の中がまとまり切らぬとい
うのが正直な意見でございまして、機械的だとい
うおしかりは受けるかもしれませんが、今
回の改正案は一律三倍という案にさせていただ
いた、これは数カ月にもわたる審議の経緯を申し上げ
て御答弁にかえたいと思ひます。

○池端委員 いま局長がいみじくもおつしやいま
したけれども、この問題につきましては、昭和四
十二年の審議の際にも、当委員会で大変な問題に
なつてゐるわけでありまして。しかも、これは与党
の自民党の方からさういふお声が出てゐるわ
けでありまして、この速記録を読んでもみまする
と、当時の自民党の渡辺美智雄委員が、いまの厚
生大臣だと思ふのであります。このことを強く指摘し
ております。いま直ちにやれとは言わなければい
けません。今後十分完全なものにするよう努力をしな
さい、こういうことを言つております。ところが
は、これに対して当時の大蔵省の塩崎主税局長
は、おつしやるような御批判も十分私も検討い
たしまして、完全なものに近づけた、このよう
に思つております。こういう答弁をしておりま
す。完全なものに近づけたと思つてゐるという
ことは、不完全であるから、そのことをみずから
御認識なさつてゐるから、こういう御答弁が出て
きてゐるわけでありまして。

自來今日まで十年たつてゐるわけでありまして。
十年たつて今度改正案が出ましたけれども、それ
は何ら手が増えられておらない。機械的に三倍な
いし二倍に上げてゐる、こういう状況なわけだ
す。あつちの手をつければ、こつちの手をつけれ
ば收拾がつかなくなる、ほぼこの問題は定着して
ゐるのではないかと御指摘でありますけれども、
それは余りにも旧態依然、事なかれ主義に終

わるやり方ではないか、こう思ふのであります。
一体十年間何をしておつたのか、こう言いたくな
るわけでありまして。この辺の経緯について、もう
少し詳しくお答えをいただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 私どもも本件を五十二年度改正
で取り上げようといふ考え方に成りまして以来、従
来の当委員会、参議院の大蔵委員会の御審議も十
分振り返つて読み直して見ましたし、それからま
た、各省との相談においても、かねてからこ
ういふ指摘があるのがひとつどうであらうかといふ御
相談もいたしたわけでございまして。ただ、前回の
改正のときには、私の記憶で申し上げますので、
もし間違つておりましたら後で訂正させていただきます
のでございまして、看護婦さんはその前は
千円であつた。それを三倍に上げて三千元にし
た。お医者さんは、当時は看護婦さんの千円に對
して三千元であつた。それを七倍弱にして二万円
に持つてきた。そのバランスがいかに悪いから、こ
れが定着するかどうかといふことは、ひとつこれからよ
りいふバランスがあらば考へてみたいといふ趣旨
で当時の塩崎局長が御答弁申し上げて、御質問者
がまさしくおつしやつた渡辺委員でございまして
が、それ以後定着してゐない、やつぱり非常に不
安定であるといふならば、今度関係各省と十分議
論をして、やつぱりもう少し幅を広げる、あるい
は上げ幅を変えろといふこともあつていいだらう
といふことで、かなりの時間をかけて御検討を願
つたわけでございまして、どうも最終的な結論と
しましては、十年前に決まつたもののそのまゝの上
げ率でいくと、実額の幅はまた広がる、これは
当然のことでございますが、広がるのだし、最終
的には、上げ率を同じにするといふことならば、
あつちもこつちも、何と申しますか、言葉は悪い
のでございまして、おさまるといふ各省の御判断
をいただきたいと思います。このような御提案をして
おるわけでございます。

○池端委員 政府答弁はその場限りのきわめて無
責任なものだといふことを痛感するわけであり
ますが、時間の關係上次の問題に進ませていただ

次は、弁護士さんに対する登録免許税の課税の問題でありますが、この委員会にも弁護士の先生方が何人かいらっしやいまして、私のような門外漢がこの問題についてお尋ねするのはいささか口幅つたい思いがするわけでありますが、あえて、素朴な疑問を持っておりますので、お尋ねをしたいと思います。

昭和二十四年に弁護士法が全面改正になりました。日本弁護士連合会、日弁連に対して国から多くの権限が移譲されました。その中に弁護士の登録の問題も含まれます。したがって、今日弁護士法の第八条では「弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。」というふうになつてゐるわけであ

ります。そして弁護士会へ登録手数料というものが支払われる仕組みになっておるわけでありま
す。そのほかにこの登録免許税で税が課税されて
おる。一方で登録手数料、一方で税、言うなれ
ば二重の負担になっている。これはいささかおか
しいのではないかというふうに考えるわけであり
ますが、この点についてはいかがでしょうか。

○大倉政府委員　かねてから弁護士会の、率直に申し上げまして一部に、そういう強い御意見があるということは、私どもも承知いたしております。これにつきましては、池端委員よく御承知のように、国はもはや弁護士に対する登録免許税の課税権はないんだという御主張であつて、それは裁判の結論はもう出ております。したがいまし

て、現状におきましては、そういう職能団体が手数料を徴収する、それといわば並行的に国が登録免許税を課するということが実際の負担から見てどうであらうかということとして考える問題になっているのではないかと私どもは思います。つまり、課税権の有無の問題はいわば裁判上決着済みではなからうかというふうに私は理解いたしております。

その場合に、弁護士のみがこういうことになつておるかと思つて、実は同じような職能的な

有資格者の団体でございます税理士会あるいは弁
理士会もそれぞれに自分のところに登録がなけれ

ば業務ができないのでございますが、その登録手数料はやはり取っておられる。現在弁護士会の方は私承知しておりますところでは三万円でございますが、税理士会は二万円、弁理士会は三万円、それぞれその会の登録への手数料としてやはり徴収しておられるということのようでございますので、これまた弁護士会や公認会計士会、税理士

会といろいろ御相談しながら、その問題を含めて、今回の一律三倍の六万円というのはどうだろうかとという御相談をして、まあそれは、税が高くなるのは賛成だとはなかなか言わないけれども、ほかがみんな一律三倍ならやむを得ないでしょうという御返事をいただいたわけでございます。

○池端委員　確かにこの問題については最高裁で

一定の結論が出ていることを承知の上で、お尋ねをしているわけですが、弁護士活動をするためには弁護士会に登録をしなければ活動ができませんという事になっておりますし、しかも現行の弁護士法では登録の拒絶の権能というようなものも日弁連は有しているわけでありすね。しかも日弁連の会長、副会長というのは公務に従事する

職員である、こういうことまで規定をされておる。いわゆる一種の公共団体であるというふうになる。思うわけあります。そういうことから言いますと、この登録権というものは全面的に日弁連に移譲されている。ところが、昭和二十四年の弁護士法の改正というものは議員立法であつたために、当時の登録税の第七條、本来なら削除されるべき

ものがそのまま見過ごされて今日に来てそれが引き続きこのような形になっている、こういう立法技術的な問題もあるのではないかとというふうには思うわけであります。

しかし、私はこの問題をここで性急に結論を求めるようなことはしません。日弁連の中の税務対策委員会等でもこの問題については非常に疑義が

あるという問題提起をしておりますので、これらの経緯については今後とも大蔵当局において十分

検討されるように強くお願いをしておきたいと思
うわけであります。

次に私は、一昨日の本委員会で愛知委員が取り上げられました外国旅行税と申しますか、あるいは海外旅行税と申し上げるのが適切なのか、この問題について二、三お尋ねをしたいと思うわけがあります。

先ほどの税調の第二部会の報告でも「現行の課税文書のほかに相応の担税力があると認められる

文書があれば、これを課税対象に取り入れることも検討する必要があるとされ、これに関連して、出国について何らかの税負担を求めているかどうかという意見があつた。」
 こういう報告があるわけでありまして、また新聞の報道等によりまして、海外旅行者が旅券発給を受ける際に、現行の発給手数料のほかに、新たに単次旅券については一万

円、数旅券については五万円のいわゆる添付を義務づける、そういう新税の新設を大蔵省では検討中である、こういうふうに報ぜられており、また一昨日の委員会でも取り上げられたわけであり、重ねて、現段階でどのような検討の状況になつておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思うのであります。

○大倉政府委員 前回愛知委員にお答え申し上げましたように、私どもの部内で内々検討をいたしましたことは事実でございます。

それで、課税してしかるべしという者の考え方は、海外渡航者の数が非常にふえてきておられるし、その方々が持ち帰ってきておられる外国産品などから類推しても相当の担税力を背後に推定し

てしかるべきではないか。そうであるとすれば、文書税という範疇で、印紙税の中で旅券にいまおつしやつたくらいの額の印紙を張るということでは負担をしていただくのは十分合理的ではなからうかというのが賛成論でございました。

これに対する消極論の方は二つございまして、一つはOECDとか国連とかそういうところで、

観光関係を専担にしておられる部会のようなものがございまして、観光というような角度からすれ

ば、国際的な人的交流はできるだけ自由であることが望ましいから、海外渡航に際して必要最小限

の手数料的な負担以上の負担を求めるべきではないだろうという勧告がある。日本もまたこれらの国際機関のそれぞれの部会の一員であるから、勧告があるということは十分念頭に置くべきであり、性急に印紙税課税をするのには消極的であるという意見が一部にございました。

もう一つは、勧告があつてもそれは法的な拘束

力はないんだから印紙税の課税範囲をどうするか
 ということは純粹に国内問題である。仮にそれが
 海外渡航を非常に阻害するとなれば、それは勧告
 の精神から言っておかしいかもしれないけれど
 も、現状から見れば一次旅券で一万円、数次で五
 万円という負担を求めても、それゆえにもう外国
 に行くのはやめたということにはとうてい

ならないであらう。しかし、そうであるにしても五十二年度の問題として取り上げるのにはいかに環境がいま悪いのではないか。日本が黒字国であるということが盛んに言われている。もちろん黒字国であるということは貿易収支が黒であり、貿易外は構造的に赤であり、そうしなければ食べ足りない日本なんだから、貿易外の問題は別だ

と言ってみても、全体として黒字黒字と言われているときに、意識は海外渡航を制限する意識ではないにしても、外からなめて日本がまた税を負担して——それは結果的にその赤字が減るわけでございます、もし観光客が減れば貿易外収支の、旅行収支の赤字が減るということになりますから。またそういうことをやっているのかという、

何と申しますか痛くない腹をさぐられてしまふのは得策でないではないかという、もっぱら現状における国際収支面から見た日本の置かれてゐる立場という角度からの消極論がございます。

し、これであきらめるといふには、どうも課税とは理屈はあるのではないか、もう少し環境が熟す

ればやってもいい税として大事に構想はとっておきたいというのが私のいまの率直な感想でございます。

○池端委員 五十二年度は新設に踏み切らなかつたけれども、決してあきらめておられるわけではない、やってもいい税だと思っておる、こういうふうなことでおられるわけですが、実はこの発想の中には海外旅行というものを基本的な税金にしたいもの、渡航者には十分負担力がある、いわば奢侈税的な考え方があるのではないかとこのように思われるのであります。

ここに総理府が昭和五十一年版の観光白書というものを提出しておりますが、これを見ましても、今日の海外旅行の実態というのは、年齢別構成でいきますと、二十歳代が圧倒的に多い。三分の一は二十歳代です。しかも行き先は台湾、香港、ハワイ、韓国、マカオ、グアム、フィリピン、こういうように近隣の諸国と言つてもいいと思つております。これが圧倒的に多いのです。しかもこの経費も旅費も五万円から十万円台というものが、これがもう八〇%を占めているという状況でございます。若者のしかも経費が安い、こういう人たちに一次で一万円、数次で五万円ということになれば、これは大変な経費がかさむ結果になるわけでありまして。局長は、おみやげを持ってくるのが多いから負担力があると言つて、そう単純なものじゃありません。海外旅行、そう再三行かせんから、それは確かにおみやげも買つてくるでしょう。しかし、おみやげからいって負担力があるというふうな短絡的な物の見方はできないというふうに私は思つております。

しかも、総理府やあるいは文部省、国際協力事業団のもので、国の補助によつて青少年や学生の国際交流というものが最近非常に多いわけでありまして。これに対する悪影響というものは無視できないと思つておりますが、この点についてはどうでしょう。

○大倉政府委員 私、海外旅行に出るのはいくらでよいなことであるとはちつとも考えてい

ないわけでございます。むしろ若い方々がどんどん海外に出ていただくことは、私自身もちよつとこれ生意氣でございませうけれどもかなり長い期間外国におりましたし、それとせひやっていたことはいいことだと思つております。しかし印紙税というものがそもそもある物なり人の流れについて背後に何らかの負担力を推定して、そう高くない薄率で負担をしていただくという性格の税であるという、その税の方から考えて、やはり海外旅行の機会に交付を受ける旅券という文書に文書税としての負担をしていただくということには、印紙税からする限り十分の理由があるのではないかと依然として考えております。

おつしやいました旅費との関連とかあるいは数々が五年有効のところへ五万円というのか、そういうことは将来具体的に問題になりましたときに十分それなりに検討しなくてはならぬ問題だと思つておられますが、これはちよつとおしかりを受ける方もおられますが、最近の海外渡航で二十代の方が圧倒的に多いということは、私は税金取りだからかもしれません、なるほど独身貴族の方というのはわりあい負担が軽いんだなという気もなしにでもございませうし、いろんなことを考えながら今後研究をいたしてみたいと思つております。

○池端委員 一九六七年度の国際観光年に当たつて国連が呼びかけた有名なスローガンに「観光は平和へのパスポート」というスローガンがあるわけでありまして。さらにまた、一九六六年の国連の会議では「観光は、すべての人々及びすべての国の政府の称賛と奨励に値する基本的な最も望ましい人間活動である」というような決議も上げておられますし、一九六三年の国連の決議では、「旅券の発給または更新のための料金は、その作業の費用を超えるべきではない」、「海外旅行へ赴く自国民に対する課税はできる限り廃止すべきであり、このような税金の存続を遺憾とする」というところまで言いつつておられるわけでありまして。したがつて、この問題が大蔵省で構想されているとい

うことが報道されるや、諸外国の反応は非常に強かつたというふうに私は聞いておられるわけでありまして。現に十二月二十五日の新聞報道によりますと、米国、英国大使館からも重大な関心を払つておられるという、非公式ながら申し入れがあったというふうな言われておられるわけでありまして。

この問題について、きょうは外務省と運輸省の担当の方もおいででございますので、外務省、運輸省としてはこの問題についてはどう御見解をお持ちでまたどう御対処なさつてきたのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○伊藤説明員 この問題につきましては、実は先般本件が討議された際に外務省といたしましては大蔵省に對しまして、ただいま先生が挙げられました国際機関における勧告の趣旨に反することにはならないかというところが一つ、それからかかる国際勧告を履行、遵守すべき立場にあるわが国といたしまして、かかる課税を行うことが最近特にわが国に国際協調が強く要請されておる状況にもかんがみて対外的に好ましいことではないのではないかとこの問題の指摘をした経緯はございまして。

○富田説明員 御発言ございましたように国際連合、OECDなどの勧告もございまして、国際間の旅行の合意化を図ろうとするのは世界の趨勢でございます。このような趨勢に反するのではないかと。したがつて、諸外国の反発を招くおそれがございます。したがつて、わが国の外客誘致などの国際観光の施策にとつて好ましくない影響があるのではないかとこの問題につきまして、大蔵省に申し入れた経緯がございまして。

○池端委員 もう時間が来ましたのであと一点でとどめますが、この際外務省にお尋ねをしたいと思います。諸外国における外国旅行税なり出国税、そういうふうないろいろな名目があると思うのでありますが、このような課税の実態がどうなつておられるのか、それをお尋ねしたいと思つております。

○伊藤説明員 外務省が承知しておりますものについては次のような例がございまして。

まず第一は、旅券の手数料のほかに印紙税を課している国といたしましてはイタリア、ナイジェリア、スペイン、タイ、トルコの五カ国がございまして。

具体的に税額を申し上げますと、イタリアの場合は四千里ラ、邦貨に直しまして約千二、三百円。それからナイジェリアにつきまして一・五ナaira、これは約七百四十円でございます。スペインは二十五ペセタ、これは約百四十円でございます。それからタイ、これは五・四バーツ、約八十円。トルコが一リラ、約二十円。こういうケースが一つ、それから、ほかに旅券の手数料とは別に、海外旅行税という名目で航空券を購入する際にそのトータルに対して約一〇%から一五%程度課税をしておる国が若干ございまして。これはたとえばニュージーランドであるとかチリ、ベルギーであります。それから、出国税を課しているのはイランのみでございます。

○池端委員 大蔵大臣、いまお聞きのような諸外国の実態でもございまして。したがつて、今後引き続き検討されるのでありますが、そういう実態等も十分踏まえて御検討いただきたいと思います。

先ほど局長は、独身貴族云々というふうなことを言われました。決して言葉の揚げ足を取るわけではございませんけれども、やはりささやかな貯金で海外旅行をしよう、そういうことでいまや海外旅行は三百万人時代を迎えよう、こうしているわけでありまして。これは特権階級、一部の富裕階級のものではない。かつて外国へ行ってきまして洋行と言つたのです、洋行してきましていま洋行してきただけで言ひましたら何ですか、こういうことになる。時代は変わつておられるわけでございます。

しかも、私はいま国連の諸決議をいろいろ引用いたしましたけれども、決して国連の諸決議だけではなしに、わが国でも観光基本法という法律がありまして、国際観光の発展なり国際親善の増進を図る、そうしてわが国の観光に関する政策の目

標を樹立する、こういうような観光基本法が制定されておられるわけでありまして、いま検討されているようなそういう新税というものは、この観光政策の目標にも反するのではないかと。これは大衆課税と言ってもいい、全く悪税である、こういうふうに言っても言い過ぎではない税であるというふうに私は考えますので、ぜひこの点については、検討した結果やることになりましたというふうなお答えのないように強く要望して、私の質問を終わります。

○小淵委員長 池田行彦君。

○池田(行)委員 大蔵大臣には連日の国会審議でお疲れのところわざわざ御出席賜りまして恐縮でございます。限られた時間でございしますが、登録免許税法の一部を改正する法律案とその周辺の問題について御質問させていただきます。

まず最初に、登録免許税の税としての性格と申しましようか、課税の趣旨というものを御説明願いたいと思います。と申しますのは、私も大蔵省に若干おつたのでございしますが、外国の例などを見ましても余りこういった種類の税が見当たらないのじゃないか、こういう感じがいたしますので、その点について御説明いただければと思います。

○大倉政府委員 登録免許税は、アカデミックに分類いたしますときには間接税等に入れましたり、場合によっては直接税等に入れたりされるような性格の税でございます。しかし、いずれにも属しない流通税であるという考え方がば多数の考え方であるかと思ひます。

課税の根拠と申しますか、理由は、各種の財産権の登記に関する部分と人的資格の付与に関する部分とで若干違ふということも申せようかと思ひます。

財産権の登記に關します部分につきましては、それによりまして法的に対抗力を持つとか法的に保護されるとか、それに伴う利益に対して応分の負担を求めるといふ考え方であるかと思ひますし、人的資格の付与ないし制限的營業の免許など

につきましては、その資格を付与されないとその業務ができない、資格のない人はその業務ができない、あるいは免許をもらわなければその營業ができないということに伴つて、国によつてそれなりの保護を受け、反射的に不利益を受けるということに着目して、ごく軽い負担を登記、登録の機会に求めるということであらうかと考えております。

なお外国では、御承知のようにわが国のように国税で登録免許税をかなり広い範囲に課税するというシステムは余りないように思ひますが、それは各国の民事法制などの違いにもよるものかと思ひます。連邦制の国ではおおむね財産権の登記などは州がやっておりますので、州税でそういう負担を求めているという例はございします。また免許につきましても、州で免許を与えるときに州で免許税を取るといふ例もございします。また、ごくわずかでございしますが、アメリカの連邦やイギリスでも、特定の業種につきまして免許税を取っているという例もございします。

○池田(行)委員 次に、今回本税の増税を図ろうとされたその背景について若干御質問いたしたいと思ひます。

これからのわが国の經濟の動向と申しましようか、とりわけ昨年五月に策定されました昭和五十年代前期經濟計画との関連で税制というものを考へてまいりますと、どうしても近い将来において一般的に税負担の増大というものを考えなくちゃならない、そういう時期が来るのではないかと思ひます。ところが、一方におきまして当面、本年度あるいは昭和五十二年の經濟というものを見通してみますと、とてもそういうものも日程に上るような情勢ではない。生産活動も依然低迷いたしておりますし、雇用面の暗さはもう御承知のとおりでございます。したがひまして、このところは公共事業を中心とした積極的な財政施策と申しますか、經濟運営を通して景氣の浮揚を図るといふことが第一番かと思ひるのでございします。そういった観点から、五十二年度につきまし

ては財政體質の根本的な改善を図るような税制改正というものは考えられないかと思ひるのでございしますが、税制当局としまして、こういった中長期の問題とまた当面の問題、この相矛盾すると申しましようか、そういった二つの情勢の中でずいぶん御苦労なさつたと思ひるのでございしますが、ともかく登録免許税につきましては、二百四十億圓と、税額としてはそんなに大きなものではございませうが、増税に踏み切られたということになつておりますが、そういった増税に踏み切られたところの理由というよりも、むしろこういった決断をなされた背景という点についてお話しただければと思ひます。

○大倉政府委員 ただいま池田委員の御指摘になりましたバックグラウンドに私も全く同じ気持ちでございまして、財政収支試算などでもよくみとりたいだけのように、やはり何とか特例債依存から脱却しながら、しかも社会資本の充実、社会福祉水準の向上ということをやるということであるならば、何らかの時期に増税というきわめて困難な問題を避けて通ることはできないだらうと考えております。ただ、五十二年度に限ります限りは、まさしくおっしゃいましたように当面の景氣情勢からいたしまして、財政體質を大幅に改善するような増税というものはやれないし、やるべきでない。それであるとするれば、中期税制の御審議の中で、ある時期をとらえたらこういう負担調整をやつてもいいだらうという感じが出てきておる税目の中で、当面の景氣政策に矛盾しない範圍のもの、やはりわずかとはいへず赤字国債を減らすためには取り上げるべきだらう、それは財政当局としての責任ではなからうかという考え方で、印紙税、登録免許税を取り上げさせていたたいわけでございます。まさしく池田委員の御質問の趣旨と同じ考え方で今回この改正案を御提案をいたしておるわけでございます。

○池田(行)委員 ただいまのお話で、財政当局は長期、短期の二つの矛盾する情勢の中で苦勞されながら、ともかく現行税制の仕組みの中で少な

ともできる範圍の増税を図ろうとする御苦心は了解できます。その一環としての本税の増税でございますが、先ほど池田委員も御指摘になつたのでございしますけれども、どうも一律三倍という増税というのはいさよとひとひいではないか、またあるいは特に人的資格の関連におきまして、看護婦さんであるとかあるいはまたそのほかにも栄養士さんという方がございしますけれども、そういった方々についてどうだらう、こういった御意見がございしました。先ほどの池田委員に対する御答弁で一応その辺の事情は了解しておるのでございしますけれども、庶民の感覚といつたしましては、どうしてもこういった登録免許税というものを、税金であるが手數料的な感覚でとらえるのではないかと。そうなりますと、パーキヤピタの国民所得なり可処分所得なりが五倍になつたからまあ三倍だなどいふのは、どうも釈然としないところが残るのではないかと。物価動向、また可処分所得につきましても、十年間を見ればともかく、このところはまた落ちておる、こういった状況もあるものでございしますから、その辺については十分配慮をなされたこととは思ひますけれども、またこれから国民の間に十分な納得を得ていけるような努力は必要かと思ひますので、これは御要望だけ申し上げておきます。

それで、先ほど主税局長の御答弁の中で財政収支試算のお話がちよつと出たのでございしますが、これは昨日予算委員会に提出されましたので、私もたゞいま手元に持つておりますけれども、これを見てもいりますと、今後、税及び税外負担の国民所得に対する比率といふものを五十五年度までに三%ぐらゐ増大していく、こういった前提に立ちましても、五十五年度における公債残高は五十五兆圓にも上らうか、昨年の見通しからさらに四兆数千億圓の増大という形になつておるわけでございます。こういった状況を見ますと、今後数年間予想されます借金財政といふものが、将来にわたつてわが国の財政、また經濟といふものに非常に大きな負担になるであらう、こういった姿

が非常に鮮明になつておると思つてござい
ます。この財政収支試算につきまして、財政制度審
議会の会長であられます櫻田武氏も私的な見通し
というものを先ごろちよつと明らかにされたよう
でございしますが、それで見ますと、五十五年度で
もまだ国債からの脱却はできないのじやないか、
二兆四千万にまだ残るのじやないか、こういった
ことも言つておられるようでございします。またき
ようあたりの新聞論調などを拝見いたしましたし
ても、これはあくまで試算ではございしますけれ
ども、どうもたてまえじやないか、本当にこうなる
のであるのかといった論調が目につくようござ
います。きよう本会議で福田経理は、赤字公債か
らの脱却はできるかできないか、そういった問題
ではなくて、どうしても脱却しなくちゃいかぬの
だ、そういった財政の使命である、こういった御
答弁をなさつておられましたけれども、大蔵省御
当局におかれましては、本日の総理の本会議答弁
に見られましたような決意を持つてこの財政
の再建に取り組んでいかれるお覚悟かどうか、
そのあたりをお伺いしたいと思ひます。

○坊国務大臣 いずれにいたしましても、日本の
今日の財政が非常に厳しい、苦しい立場にあると
いうことは御承知のとおりでございします。このま
まで推移してまいりますと、日本の財政は本當に
破綻をしてしまう。ということは、私も最も
憂へるところでございします。さような意味から
申しまして、歳入の面におきましては、歳入の
面におきましては、これは相當の覚悟と決意を持
つてこれを改善していかなければならない、こう
いうようなことで、昭和五十五年を期しまして何
とかして特例公債というものを発行することの要
らないように持つていきたい。こう考へておりま
すのは、御指摘のとおり、それは大変な難行では
ないかということでございますが、私もまさにそ
れを痛感いたしております。しかしながらこの間
におきまして、福田総理が申し上げましたとお
り、どんなことがあつてもこれはやつていかなけ
れば日本が生きて死ぬかということまで考へな

ければなりません。さような意味におきまして
は、どうしたつて歳入の中の税制の面におきま
してこれを強化していかなければなりません。さよ
うな立場に立ちまして、税制調査会、すぐ税制
調査会を引張り出しますけれども、去年の六月
から中期税制についての御勉強を願つておるとい
うことでございまして、その御勉強を願つておる
中には、税制全般に通じて、あるいは直税、間
税、資産課税といったようないろいろなものを勉
強をしていただいております。じやあそれいかに組
み合はせていくかということについては、これは
まだ決まつておりませんけれども、そういったよ
うな材料を、これをどう組み合わせ、どうあんな
いし、その中の量をいかにこれを特定していくか
ということが今後与えられたる非常に大きな問題
でございしますが、そういったようなことにつま
しては、これはひとつ国民の御選択と申しま
すか、国民の御批判と申しますか、それをぜひ願
ひを申し上げまして、そしてできるだけ私は、税
は軽ければ軽いほどいいんでございしますけれ
ども、しかしこの目的を達成していくためには、
は、国も、国民もみんながひとつ、福田総理の言
い分じやありませんけれども協調と連帯というお
気持ちでもつてぜひとも御協力を願ひたい、か
うに考へております。

○池田(行)委員 ただいま大臣の御答弁で、財政
当局とされましても、本當に財政體質の改善のた
めに全力を傾注していこうという、こういった御
決意のほどをお伺いしたわけでございします。そ
して、このためには、もちろん歳出面における節減
あるいは合理化の努力、これはどんどん進めてい
かなければならない、これは當然でございします
が、いま大臣の御答弁にもございしましたように、
どうしてもこれから租税負担の増大というものを
考へていかなければならないと思ひます。またそ
うした場合に現在の税制の体系と申しましよ
うか、税制の仕組み、それからまたこれからの経済
の見通しというものを考へてまいりますと、どう
しても一般的な増税と申しましようか、税制の改

正をしてまいらなければいかぬ、こういった時期が
参ると思つてございします。またこのことは、現
在、國際的に租税の負担率その他を見てまいりま
すと、まだわが国の場合、欧米諸国に比しまして
その負担率がかなり低位にある。これはもとよ
り一方におきまして社会資本の充実がまだまだ足
りないとか、福祉がまだ十分でない、そういった
問題とららばでございしますけれども、そういった
事情にございしますので、一方において国民の
ニーズにこたえていく、それと同時にやはり租税
の負担というものも増加していかなければなら
ないのではないかと、こういったふうに考へるわけ
でございします。そうしてただいま大臣は、そうい
った認識のもとに税制調査会で検討を進めながらこ
れからこういった材料をどういうふうに進め合
せていくか、こういった点については国民の皆さ
んに選択を求めてまいりたい、こういったお話で
ございしました。そういった意味におきまして、当
委員の性格、歳入委員会というお話も先ほども
ございしましたわけでございしますが、そういった
観点からは、税制審議会での審議の途中ではござ
いしますが、現段階においてどういう御所見をお
持ちか、というよりも、こういった御所見をお持ち
という点について若干お伺いしてまいりたいと
思ひます。

まず、わが国の税制はいま何と申しましても所
得税、所得課税というものを中心として組み立て
られておるわけでございしますが、この所得税につ
きましては、こしは五十一年度の減税がなかつ
たというところもございましてこれをかなり大
幅減税をすべきではないか、こういった議論が非
常に沸騰しておるわけでございしますけれども、こ
れまた國際比較から申しますと、まだ全体として
はそれほど高い水準にはないのではないかと。地方
税である住民税も含めましてところどころ、かなり
低い水準ではないかと。とりわけ累進構造その他を
見てまいりますと、中小所得者と云われる階層に
対しましてはかなり配慮をしておるんじゃない

か、こういった感じがするわけでございしますが、そ
の点について諸外国の実情との比較においてちよ
つと御説明をいただきたいと思ひます。

○大倉政府委員 中期税制の御審議の中で所得課
税は第一部会で御審議をいただいておりますわけ
でございます。本日資料として御提出しました部会長
報告で所得税問題についての従来の御審議の経緯
はお読み取りいただきたく考へておりますが、
ただいまの御質問に、課税最低限が高いか全体
の負担率が低いとかいうことは、しばしば予算委
員会などでも総理、大蔵大臣からお答えいたして
おりますので繰り返しませんけれども、下の方と
上の方とどうかという御質問にお答えいたして
みたいと思ひます。

年収三百万円の夫婦二人の給与所得者の負担
がどれくらいであるかという計算をいたします
と、一番新しい税制でわが国の場合は、政府案に
よる減税後で住民税込みで十二万二千円、四・一
%でございしますが、アメリカで、三百万円とい
うのは一万ドルちよつとでございしますけれども、そ
の負担率は八・九%ということにございまして、
いわば二十七万円の負担になつておるわけでござ
いします。イギリスはこれは非常に所得税の高い国
でございしますから、負担率が二五・二、つまり三
百万円の年収の夫婦二人の方は大体七十五万円
という驚くような税を負担しておられます。それ
から西ドイツの場合に一一・六でございしますの
で大体三十五万円ぐらゐ。それからフランスは大き
な附加価値税を持つておりますから所得税は安
いのでございしますが、それでも四・二%と、日本と
ほぼ同じ、日本よりちよつと高い。つまり中小所
得層と言われる部分では日本がほかのいかなる国
に比べても負担は低い。
ところが上の方のいくとどうかと申しますと、
一億というところは極端でございしますから五千
円というところをとつてみますと、日本の場合の
負担率は五三・九でございしますが、アメリカは五
一・三でございしますから日本の方が高くなるわけ
です。イギリスはもちろん高うございまして七六

でございますが、ドイツはこの辺では四八・五、フランスで四一・二ということ、つまり日本の所得税というものは、負担率から申しますと、非常に上にきつて下に甘いということは、これは国際的な事実として申し上げておきたいと思ひます。

○池田(行)委員 ただいまの御答弁に見ましても、日本の所得税の構造というものは、大差も進度も高くなつておりますし、そのいわゆる公平負担の見地から見ますと、現在の所得税中心の税制というものは比較的すぐれた制度ではないかというふうに考えるわけでございます。そういう観点から申しますと、これから将来に向かいまして一般的な税負担の増大を国民の皆様方にお願ひしていくという場合にも、所得税を増税するかどうかということは抜きにしまして、やはり税体系の中心はこういった所得課税というものが占めてまいるべきではないかと考えるのでございますけれども、その点についてどのようにお考えでございますでしょうか。

○大倉政府委員 その点は第一部会での御審議でもほば池田委員と同じ御意見をもちの方が多数でございます。やはり近代的な税制としては所得税が基本的に大事な税だと考えるべきであろう。したがって、今後もし全体としての負担の増加を求めるのであれば、やはり所得税にも求めるという考え方は十分合理的であらうところまでの御審議が進んでおります。しかし、さてしからば具体的にどうするかという問題につきましても、もちろんほかの諸税との組み合わせでな御議論を深めていただくなくてはならぬ、しかし所得税が中心の一つの租税であるという点を見失うべきではないだろうというのが第一部会での共通の御認識のように私は受けとめております。

○池田(行)委員 将来におきましても、税体系の中心はやはり所得税に置くべきではないかということでございますけれども、しかしながら、現在のいわゆる直間比率というものが七対三ぐらいのことがつこうになっているということ、それからまた

徴税の実務面と申しましようか、その執行面等を考へてまいりますと、やはり間接税というものにつきましてもある程度の増徴と申しましようか、負担の増加というものを考へていかななくてはならないのではないかと思ひます。

間接税につきましては、一般的に逆進的であるとかあるいは物価上昇を通じてインフレを招くのではないか、こういった批判があるわけでございまして、個々の税というよりもむしろ税体系全体でとらえていく、こういう観点から申しますと、先ほどのお話で将来とも所得税が税体系の中心となる。しかもわが国の所得税の累進構造がかなり急なカーブと申しましようか、そうなるおそれがあることと申しますので、将来にわたつての間接税についてもある程度の負担増というのは図つていかななくてはならぬのではないかと思ひます。

その場合に、ここ数年間、五十年の酒、たばこでございますが、それからまた五十一年度の自動車税あるいはガソリン税ということでやつてこられたわけでございまして、将来間接税である程度まとまつた増徴を図つていくといつた場合には一般消費税の導入を検討されなくてはならぬのじゃないか、こういったことも考えられるわけでございしますが、この点についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○大倉政府委員 税制調査会での御審議は昨年六月以来非常に精力的にお願いをして續いてまいつておりますが、五十二年改正の御審議のために現在中断されております。ただ、お手元にございましては第二部会の部会長報告からお読み取りただけですと、間接税についても負担を求めるとすれば、もしもございしますが、負担を求めるとすれば、現行税制の枠内ではそれほど大きな増収は期待できないのではないだろうか。それぞれの税にそれぞれの限界があつて、余り大きな増収をここに期待するということは無理ではなからう

か。したがって、もし所得税での負担の増加は困る、法人負担の増加にも限度があるというふうな考へ方がいくんであれば、それは間接税について何らかの新しい仕組みを考えなくては行けないかもしれない。その議論の種を一通出してこれというところで、昨年の十一月二日に議論の種として、從來から国会で御提案のありましたものを含めまして税制調査会にお出ししてございます。しかし、これは一度お出しして一時間ちよつとの御議論があつたというにとどまつておりまして、今後この問題をどうやっていくかということは、なるべく早く御審議を再開願つて、その上でなお議論を深めていただきたい。ただいま池田委員の御指摘のような物価問題とか中小企業問題とか、あるいは逆進性の問題とか、しかしそれと別にまた全体としての負担のバランスの問題とか、いろいろな御議論がこれから出てまいるのだから、そのような段階でございします。

○池田(行)委員 そういう意味で間接税の方、特に一般消費税云々という問題はまだ税調の方でもほとんど御審議が進んでおらぬようでございますけれども、他方におきまして一般流通税につきましては、戦後のいわゆる取引高税というふうなものもございまして、国民の中には非常に悪税である、こういったふうな意識がある程度広まつておるのではないかと、こういう感じがいたしますので、今後こういった問題を検討されていく場合におかれましては、税調内部だけではなくて、それこそ国民の中にもその辺の性格であるとかあるいは趣旨であるとかいふものを本当に十分認識してもらつたような御努力を税務当局においてもつていただきたいと念願するものでございます。

いづれにいたしましても今後のいろいろな財政需要の増というものを考へてまいりますと、確かに歳出の方のカットもしなくては行けないし、また税の面で見ましても、いわゆる不正税制の是正は当然やっていかなくては行けない。これは税制それから執行も含めまして、不正の除去には極力努力していただかななくてはならないと思ふの

でございますけれども、しかしこれからはどういそれだけで賄ひ切れると思ひない。公共財なり公共サービスの増加に伴うその負担というものはみんなやっていかなくては行かぬのだ、こういった意識をどうしてもやはり国民全体に広めていく必要があるかと思ひます。その点先ほど大蔵大臣からも、税制の問題についても本當に国民に議論してもらつて選択を求めていくんだ、こういった御発言があつたところでございしますので、どうか財政当局におかれましてもそういった国民の理解を深めるための御努力を今後ともお願いしたい、こういったことをつけ加えまして、質問を終わらせていただきます。

○小淵委員長 次回は、来る八日火曜日の開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時八分散会

昭和五十二年三月十一日印刷

昭和五十二年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K